

地域医療介護総合確保基金の概要

趣旨

国では、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けて、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題であることから、消費税増収分を財源として、新たな財政支援制度を平成26年度に創設した。

各都道府県は、この制度を活用するため基金を造成し、毎年度策定する計画に基づき地域における医療及び介護の確保のために必要な事業を実施する。

基金の根拠法：地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律

基金規模(令和6年度)

◆全国で1,553億円(医療分野1,029億円、介護分野524億円)

※令和5年度より介護分野210億円の減

◆負担割合：国が3分の2 都道府県が3分の1 ※令和3年度より一部全額国庫事業あり

◆配分方法：各都道府県から提出される計画案を踏まえ、都道府県計画の評価等の政策的要因を勘案して、予算の範囲内で行う。

計画案の概要(令和6年度)

1 計画の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

2 計画の目標等

高齢者をはじめすべての県民が、地域において「安心して質の高い医療・介護サービスが受けられ、最期まで自分らしく生きられる千葉県を目指して」施策を推進する。

(医療分野の施策の柱)

- ①医療機関の役割分担
- ②地域包括ケアの推進
- ③医療従事者の確保・定着
- ④地域医療の格差解消
- ⑤勤務医の働き方改革の推進

(介護分野の施策の柱)

- ①介護施設等の整備促進
- ②介護従事者の確保・定着の促進

3 基金の規模

総額 92.4億円(医療分：49.2億円、介護分：43.2億円)を国に要望し、医療分については、内示されている。(医療分：41.4億円(▲7.8億円))なお、介護分については、区分Ⅲのみが内示されている。(区分Ⅲ：32.6億円(▲6.1億円))

